

香芝市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

香芝市長 福岡 憲 宏

1. 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
香芝市磯壁三丁目66番地3 公益社団法人 香芝市シルバー人材センター 理事長 船 木 克 容	放置自転車等の移動手数料 放置自転車等の保管手数料

2. 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで